

## 学生の行動制限について

令和5年3月30日更新  
理事（学生・国際担当）

最近の新型コロナウイルスの感染状況に鑑み、学生生活における学生の行動制限を下記のとおりとする。

### ➤ 4月1日（土）以降の変更点等について

#### 【日常的な感染防止対策と健康管理について】

- ・「長崎大学健康管理システム」の利用停止。
- ・大学における活動については、マスクの着用を求めないことを基本とする。なお、マスクの着脱については個人の主体的判断が尊重されることに配慮すること。

#### 【会食等について】

- ・2次会、複数名でのカラオケ、ライブハウス等の利用禁止の解除。

### （1）日常的な感染防止対策と健康管理について

○日常的な感染防止対策として、手洗い、3密回避などの感染防止対策を取るとともに、自らの健康状態を把握し、慎重に行動すること。

大学における活動については、マスクの着用を求めないことを基本とする。なお、マスクの着脱については個人の主体的判断が尊重されることに配慮すること。

病院など、高リスクの環境下においては、マスクの着用が推奨される場合もあるので、配慮すること。

また、急激な感染拡大など、場面に応じてより強い感染対策が求められる場合もあるので、大学からの連絡に注意を払うこと。

○発熱や呼吸器症状等の風邪の症状がある場合は、登学を控え、医療機関を受診すること。

・保健センター TEL: 095-819-2213, 2214

・近くの医療機関（長崎県診療・検査医療機関検索 MAP で探すこと。）

<https://shinryoukensa.pref.nagasaki.jp/>

・医療機関受診前の自主検査の結果「陽性」となった場合は長崎県陽性者判断センターに連絡すること。

<https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/hukushi->

[hoken/kansensho/corona\\_zigyousha\\_05-kansensho/youseishatourokusenta/](https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/hukushi-hoken/kansensho/corona_zigyousha_05-kansensho/youseishatourokusenta/)

○陽性者又は濃厚接触者（保健所から濃厚接触者と指定された者及び陽性者と同居している者）となった場合には、所属部局の学務担当窓口へ速やかに報告すること。

## (2) 海外への渡航・海外からの入国等について

○海外への渡航については、外務省感染症危険情報レベル2及び3の国・地域への渡航禁止を継続する。ただし、大学間協定に基づく交換留学等を対象に、「海外渡航における留意事項」を遵守できる場合に限り可能とする。

また、レベル1の国・地域への渡航は、可能とする。

○海外からの入国については、滞在国とワクチン接種の有無により決まる水際対策（厚生労働省による）に則り、行動すること。

※病院実習等実習がある部局については、所属部局の指示に従うこと。

## (3) 会食等について

○家族以外の者との会食等については、以下の条件に留意して実施すること。ただし、長崎県のCOVID-19新規感染者数やコロナ病床使用率の増加状況によっては制限を強化することがあるので、注意すること。

1. 5日以内に体調不良がある者を参加させない。
2. 利用する飲食店については、認証店（感染対策の第三者認証を取得した店）の利用を強く推奨する。
3. 自らも3密回避及び感染予防に徹するとともに、会食前後の手洗いや手指消毒を必ず行うこと。

## (4) 宿泊について

原則として、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策を講じている宿泊施設を利用し、当該施設の感染対策等（宿泊人数等の条件を含む。）を厳守すること。

※病院実習等実習がある部局については、所属部局の指示に従うこと。